　　　　　　　　インターンシップ実施に関する覚書

　滋賀県立大学（以下「甲」という）と　　　　　　　　　（以下「乙」という）とは滋賀県立大学が協定するインターンシップ（以下「実習」という）の実施に関して次のとおり覚書を締結する。

（学生の派遣）

第１条　甲は在学生のうち若干名を一定期間、実習のため乙の事業所へ派遣する。

（実習実施の義務）

第２条　乙は前条の実習学生を受入れ、甲の実習目的に沿って実習を実施するものとする。

（実習学生の勤務条件等）

第３条　実習学生の勤務条件は、次のとおりとする。

（１）実習期間については、別に定めるところによる。

（２）実習日時、場所等は、乙が定める就業規則等によるものとする。

（３）実習にかかる報酬等は支給しない。

（実習学生に対する指導）

第４条　甲は、実習学生に対し、以下の各号を遵守するよう指導するものとする。

（１）前条の勤務条件に沿って、実習プログラムに基づいて実習すること。

（２）乙の定める就業規則、社内規則、規範等に従うこと。

（３）実習期間中はもとより、実習終了後も、実習を通して知り得た乙の情報、プライバシー等の個人情報、その他守秘事項を漏らしてはならないこと。

（４）実習で知り得た乙の情報を利用、引用して甲を含む第三者に発表する必要があるときは、用途、媒体および発表内容等に関し、事前に乙の承諾を得ること。

（乙の義務）

第５条　乙は、実習プログラムに基づいて実習学生を指導するものとする。

　２　乙は、実習遂行のために必要なオリエンテーションを実施する。

　３　乙は、実習学生に対し、実習のアドバイス、評価を行う。

　４　乙は、実習プログラムに沿って実務実習の機会を提供する。

（実習の打ち切り）

第６条 実習学生が第４条に定める指導事項を遵守しなかった場合、あるいは乙の業務を損なうような場合、乙は実習プログラムを打ち切ることができる。

　２　実習学生に不都合な所為があったときは、乙は直ちに実習プログラムを打ち切ることができるものとする。

（実習学生の賠償責任および災害補償）

第７条　実習学生が実習期間中に対人・対物に損害を起こした場合、実習によって災害を被った場合

およびこの実習のため乙の指定する場所への通常の経路往復中に生じた事故については、甲は誠意をもって解決にあたるものとする。

　２　甲は、実習学生がインターンシップにかかる賠償責任保険に加入していることを確認するものとする。

（有効期間）

第８条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。

（その他）

第９条 この覚書の各条項に疑義、または変更が生じた場合の取り扱いについては、双方の協議によるものとする。

この覚書締結の証として本書２通を作成し、記名押印して、それぞれが１通を保持するものとする。

平成　　年　　月　　日

　　　 （甲）滋賀県彦根市八坂町２５００

　　　 滋賀県立大学

　　　 学　長 　　　　　　　　　　 　　 印

　　　 （乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印